

補助対象期間と経費についての考え方（よくある質問）

1. 補助対象期間は、交付決定を受けた月（8月を予定）から令和8年2月28日までです。
2. 賃借契約又は売買契約の効力発生日が令和7年3月31日以前の場合は、補助対象外です。
3. 令和7年4月1日以降、令和8年2月28日までに開業ができない事業は申請の対象外です。
4. 令和8年2月28日までに工事等の実施と支払が完了していない経費は補助対象外です。
5. 補助金の交付決定月より前に支払が完了した経費は補助対象外となります。ただし、請負契約における代金の支払方法は、当事者の合意に基づき、着手金や中間金等の分割払いが可能であるため、これに該当する経費については、交付決定月より前に支払ったものであっても、交付決定月以降に引渡しを受け検収を行ったものに限り補助対象とすることが可能です。
6. 店舗貸借料は、交付決定月以降の賃料のうち、令和8年2月28日までに支払ったものが対象です。ただし、令和8年4月以降にかかる賃料は補助対象外とします。
7. 店舗改装費は、交付決定月以降かつ開業日より前に工事が完了したものを対象とします。ただし、工事開始日が交付決定月より前である場合は、交付決定月以降に実施された工事部分に限って補助対象とします。具体的には、全工事期間にかかった費用を月単位で按分し、交付決定月以降の費用のみを補助対象経費として認めます。
（例）8月に交付決定を受け、7月から9月の3か月間で300万円の改装工事を行った場合・・・1か月あたり100万円の費用がかかったとみなし、8・9月分の200万円を補助対象経費として認めます。
8. 備品購入費は、開業日より前に購入し支払ったもののうち、交付決定月以降に納品されたものを対象とします。